

議会第2号

塩尻市議会委員会条例の一部を改正する条例

塩尻市議会委員会条例（昭和36年塩尻市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中コをサとし、オからケまでをカからコまでとし、同号エ中「建設事業部」を「建設部」に改め、同号中エをオとし、同号ウ中「産業振興事業部」を「商工観光部」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 農林部の所管に属する事項

第2条第1項第2号ア中「市民生活事業部」を「市民地域部」に改め、同号イ中「健康福祉事業部」を「健康福祉部」に改め、同号ウ中「生涯学習部」を「交流文化部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月19日

提出者 塩尻市議会議会運営委員会
委員長 中野重則

議会第2号 関係資料

塩尻市議会委員会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市の組織機構の再編に伴い、必要な改正をするものです。

2 概要

常任委員会の所管部課等の名称を改めるものです。

3 条例の新旧対照表

別紙のとおりです。

4 条例の施行等

令和6年4月1日から施行するものです。

塩尻市議会委員会条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする</p> <p>(1) 総務産業常任委員会 9人</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 総務部の所管に属する事項 イ 企画政策部の所管に属する事項 ウ <u>農林部の所管に属する事項</u> エ <u>商工観光部の所管に属する事項</u> オ <u>建設部の所管に属する事項</u> カ 水道事業部の所管に属する事項 キ 会計課の所管に属する事項 ク 選挙管理委員会の所管に属する事項 ケ 監査委員の所管に属する事項 コ 農業委員会の所管に属する事項 サ 他の委員会の所管に属さない事項 <p>(2) 社会文教常任委員会 9人</p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>市民地域部の所管に属する事項</u> イ <u>健康福祉部の所管に属する事項</u> ウ <u>交流文化部の所管に属する事項</u> エ こども教育部の所管に属する事項 オ 福祉事務所の所管に属する事項 カ 教育委員会の所管に属する事項 <p>(3) 予算決算常任委員会 18人</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする</p> <p>(1) 総務産業常任委員会 9人</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 総務部の所管に属する事項 イ 企画政策部の所管に属する事項 ウ 産業振興事業部の所管に属する事項 エ <u>建設事業部の所管に属する事項</u> オ 水道事業部の所管に属する事項 カ 会計課の所管に属する事項 キ 選挙管理委員会の所管に属する事項 ク 監査委員の所管に属する事項 ケ 農業委員会の所管に属する事項 コ 他の委員会の所管に属さない事項 <p>(2) 社会文教常任委員会 9人</p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>市民生活事業部の所管に属する事項</u> イ <u>健康福祉事業部の所管に属する事項</u> ウ <u>生涯学習部の所管に属する事項</u> エ こども教育部の所管に属する事項 オ 福祉事務所の所管に属する事項 カ 教育委員会の所管に属する事項 <p>(3) 予算決算常任委員会 18人</p>

- ア 予算に関する事項
- イ 決算に関する事項

2 略

- ア 予算に関する事項
- イ 決算に関する事項

2 略